



椿

ジェイシス税理士法人

〒543-0001
大阪市天王寺区上本町
8-9-23 JKPLACEビル2F
TEL 06(6770)1801
FAX 06(6770)1811
<http://www.jcss-tax.com/>

◆ 12月の税務と労務

12月

(師走) DECEMBER

23日・天皇誕生日

国 税／給与所得者の年末調整

今年最後の給与を支払う時

国 税／給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

及び保険料控除申告書の提出

今年最後の給与を支払う前日

国 税／11月分源泉所得税の納付

12月10日

国 税／10月決算法人の確定申告

(法人税・消費税等)

1月5日

日	月	火	水	木	金	土
·	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31	*	*	*

国 税／4月決算法人の中間申告

1月5日

地方税／固定資産税・都市計画税(第3期分)の納付
市町村の条例で定める日

国 税／1月、4月、7月決算法人の消費税の中間申告

(年3回の場合)

1月5日

労 務／健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払
支払後5日以内



債権消滅時効期間の見直し 民法では、債権の時効期間を原則10年とするとともに、飲食料金は1年、医師の報酬は3年などとする職業別の時効期間を定めています。この職業別の短期消滅時効規定を削除するとともに、時効期間を原則5年に統一する民法改正法案が来年春の通常国会に提出される予定です。

退職後の 医療・年金

在職中に健康保険や厚生年金
保険の被保険者であつた方が会
社を退職後に必要な手続きを怠
つた場合、将来の年金受給権が
発生しない等の事態が生じるこ
とがあるため、漏れがないよう
にしておきたいところです。

退職後の医療、年金に関する
手続きについて触れていきます。

一 医 療

退職後の医療保険制度の選択
肢には次のものがあります。

・任意継続被保険者となる

・家族の被扶養者となる

・国民健康保険に加入する

七五歳以上の方は後期高齢者

医療制度の対象となります。市
区町村にお問い合わせください。

(一) 任意継続被保険者となる

被扶養者がいる場合は、同
時に手続きを行うことにより

被扶養者の健康保険証も発行
されます。保険料は、在職中

(1) 要件等
退職するまでに健康保険の
要件等

在職中に健康保険や厚生年金
保険の被保険者であつた方が会
社を退職後に必要な手続きを怠
つた場合、将来の年金受給権が
発生しない等の事態が生じるこ
とがあるため、漏れがないよう
にしておきたいところです。

被保険者期間が継続して二か
月以上あつた方は、退職後二
年間、引き続き健康保険制度
に加入することができます。

② 手続き

退職後二〇日以内に手続き

をします。

協会けんぽは各都道府県に
支部がありますが、会社の所
在地ではなく住所地を管轄す
る協会けんぽが窓口となるこ
とに注意を要します。

健康保険組合加入者は健康
保険組合にて手続きをします。

③ 保険料

退職時の標準報酬月額に保
険料率を乗じて算出します。

標準報酬月額には上限が設
けられており、協会けんぽの

場合は「二八万円」とされて
います。

なお、在職中は会社が保険
料の半額を負担していました
が、任意継続被保険者は全額
を自己負担します。

④ その他

被扶養者がいる場合は、同
時に手続きを行うことにより

被扶養者の健康保険証も発行
されます。保険料は、在職中

(4) 手続き

被扶養者がいる場合は、同
時に手続きを行うことにより

被扶養者の健康保険証も発行
されます。保険料は、在職中

と同様に標準報酬月額に保険
料率を乗じて算出しますので、
被扶養者の数に応じて変動す
ることはありません。

(二) 家族の被扶養者となる

① 要件等

健康保険に加入している家
族（被保険者）の被扶養者に
なるには、被保険者の三親等
内の親族で主として被保険者
によって生計を維持されてい
ること（年間収入が一三〇万
円（六〇歳以上または障害厚
生年金を受けられる程度の障
害者の場合は一八〇万円）未
満であり、かつ、被保険者の
収入額より少ない等）が条件
です。

② 手続き

被保険者が勤務している会
社が行いますので、被扶養者
が協会けんぽ等に対し手続
きをする必要はありません。

③ 保険料

次の計算項目があります。
・所得割：前年所得に応じた
額

・資産割：世帯の資産に応じ
た額

・均等割：世帯の加入者数に
応じた額

④ その他

家族の被扶養者となる場合
は、保険料負担が生じません。

⑤ その他

退職後に雇用保険から基本
手当（日額二、六一二円以上）

を受給しているときは、健康
保険の被扶養者となることが
できません。

この場合、受給中は国民健
康保険の被保険者となる手續
きをし、受給後（再就職先が
見つからないとき）に健康保
険の被扶養者となる手続きを
します。

(三) 国民健康保険に加入する

① 要件等

前記（一）、（二）に該当しないと
きは、国民健康保険の被保険
者となります。

② 手続き

住所地の市区役所または町
村役場で手続きをします。

③ 保険料

次の計算項目があります。
・所得割：前年所得に応じた
額

・資産割：世帯の資産に応じ
た額

・均等割：世帯の加入者数に
応じた額

④ その他

保険料率や計算方法は市区
町村によつて異なる（例えば

育児休業期間中に就業した場合の取扱い

一般被保険者が1歳（所定要件に該当するときは1歳2か月または1歳6か月）未満の子を養育するために育児休業をしている期間は、休業中の賃金低下を補うものとして雇用保険制度より育児休業給付金が支給されます。

支給額は、育児休業開始後6か月間は休業開始時賃金額の67%、6か月経過後は50%とされています。

平成26年10月1日から育児休業期間中に就業した場合の育児休業給付金の取扱いが変わりました。

[変更前]

支給単位期間中に11日以上就業した場合は、その支給単位期間^(*)について育児休業給付金は支給されない。

*支給単位期間とは、育児休業を開始した

日から起算した1か月ごとの期間をいいます。

[変更後]

支給単位期間中に10日を超える就業をした場合でも、就業していると認められる時間が「80時間以下」のときは育児休業給付金を支給。

従来は1日あたりの勤務時間がごくわずかであっても11日以上の就業があるときは不支給とされていましたが、就業時間が80時間以下であれば、就業日数にかかわらず支給されることとなりました。

この取り扱いの変更に伴って支給申請書の様式も変わり、就業日数が10日を超えるときに就業時間を記載する欄が設けられました（10日を超えないときは記載不要）。

また、就業時間を確認するための書類（タイムカード等）も併せて提出することとされています。

労働保険料の口座振替納付

毎年7月10日までに申告・納付をする労働保険料は口座振替納付が認められています。

この制度を利用した場合、7月10日までに納付すべき労働保険料は、9月6日（土・日・祝日の場合にはその後の最初の金融機関の営業日）に延納（分割納付）をする場合は、第2期以降の分も本来の納期より後の日に口座振替納付することとなります。

労働保険料が多額となるため納期を少しでも後の時期にしたいときや、納付にかかる手間を省きたいとお考えの場合はご利用されるとよいでしょう。ただし、金融機関窓口での年度更新申告書の提出はできなくなります。

手続き期限にご注意ください。第1期分（7月10日納付分）から口座振替を利用するときは「2月20日」までに金融機関の窓口に申込用紙を提出します。申込用紙や記入例は厚生労働省のホームページからダウンロードすることができます。

平成26年度の最低賃金額改定

平成二十六年十月以降、地域別最低賃金額（都道府県ごとに決められています）が改定され、前年度の額より引き上げが行われています。

際は、最低賃金額以上との条件とおきましょう。労働者の募集や給与支払いの月給制や日給制の労働者を募集するときは、時給換算した額

を最低賃金額以上としておく必要があります。例えば月給制の場合、月給額を一ヶ月平均所定労働時間で割り、一時間あたりの額を求め比較します。賃金引き上げに向けた中小事業者への各種支援事業も実施されています。最低賃金の計算方法や支援策等の詳細については最寄りの労働局、労働基準監督署にお問い合わせください。